

牛海綿状脳症対策特別措置法

(平成一四年六月一四日法律第七 号)(衆)

一、提案理由(平成一四年六月四日・衆議院本会議)

鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました牛海綿状脳症対策特別措置法案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

昨年九月、我が国初の牛海綿状脳症、いわゆる B S E 感染牛が確認されて以来、政府においては、感染源の究明、肉骨粉を含む飼料の製造、給与等の全面的禁止、食肉となる牛の全頭検査体制の確立、生産者や牛肉関係事業者の経営安定のための緊急措置等の諸対策を実施してきたところであります。

しかしながら、その発生は、行政における危機管理体制の欠落等もあり、生産者や関係事業者に大きな損害を与えたのみならず、食品の安全に対する消費者の信頼を著しく損なうこととなったのであります。

以上の状況を踏まえ、農林水産委員会においては、牛海綿状脳症の発生の予防と蔓延の防止により、安全な牛肉を安定供給する体制を確立し、国民の健康の保護と生産者及び関係事業者の健全な発展を図る観点から、各党間で精力的に協議を重ねてきたところであり、ここに本案を提案するものであります。

以下、その主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、牛海綿状脳症の発生が確認された場合等において、国及び都道府県等が講ずべき措置に関する基本計画を定めなければならないこととしております。

第二に、牛の肉骨粉を原料とする飼料の牛への使用を禁止するとともに、販売、製造、輸入も禁止することとしております。

第三に、死亡牛を検査した獣医師等は、都道府県知事に届け出なければならないこととし、都道府県知事は、その所有者に対し、家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるものとしております。

第四に、牛の肉等は、牛海綿状脳症に係る検査を経た後でなければ屠畜場外に持ち出してはならないものとし、また、屠畜場の設置者等は、牛の特定部位を焼却処理しなければならないこととしております。

第五に、国は、基本計画の期間中、生産者及び関係事業者の経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとしております。

このほか、国及び都道府県の責務、牛に関する情報の記録、関係機関に対する協力依頼、正しい知識の普及、調査研究体制の整備等について規定するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律は、原則として、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る五月三十日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

二、参議院農林水産委員長報告（平成一四年六月七日）

常田享詳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、いわゆるBSE対策特別措置法案は、BSEの発生を予防し、及び蔓延を防止するため、国による基本計画の策定、死亡牛の届出と検査の義務付け等の特別の措置により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに生産者及び関係事業者の健全な発展を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。